

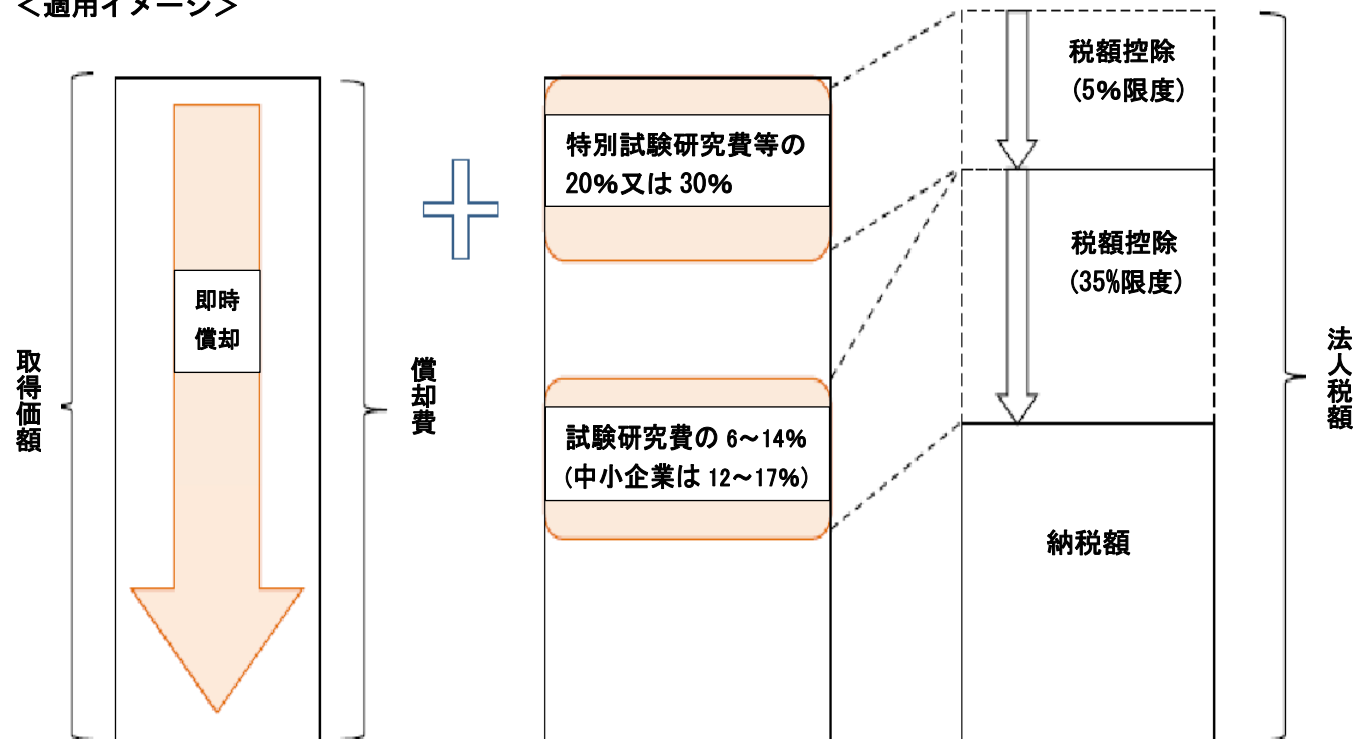
■ 開発研究用資産の特例(法第39条)

復興産業集積区域内において、開発研究用減価償却資産を取得等した場合に、即時償却できるとともに、税額控除が受けられます。
 ※試験研究費割合に応じ、償却費 6~14%（中小企業等は 12~17%）を税額控除（法人税額の 35%を上限）。さらに、大学等との共同研究等の特別試験研究費がある場合、当該研究に係る償却費の 30%又は 20%を税額控除（法人税額の 5%を上限）。
 開発研究については、償却費を特別試験研究費の額とみなし、その 20%を税額控除（法人税額の 5%を上限）することが可能。

対象資産(耐用年数省令別表第6)

建物及び建物附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室、その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備
構 築 物	<ul style="list-style-type: none"> ・風どう、試験水そう及び防壁 ・ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの
工 具	—
器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡
機械及び装置	<ul style="list-style-type: none"> ・汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械、その他これらに類するもの ・その他のもの
ソフトウェア	—

<適用イメージ>



この制度の適用対象資産は、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究（開発研究）の用に供される減価償却資産のうち産業集積の形成に資するもの（開発研究用資産）で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものです。